

二セコ町教育大綱（素案）

平成28年 月

二 七 二 町

ニセコ町教育大綱の策定にあたって

(片山町長のコメント).....

平成28年 月

ニセコ町長 片 山 健 也

1. はじめに

平成27年4月の改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、町長と教育委員会が二セコ町総合教育会議において、この大綱の策定に関して協議することとなりました。これに基づき、同会議での協議を経て、二セコ町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、二セコ町教育大綱（以下「教育大綱」という。）を策定します。

（追記等）.....

2. 策定の目的

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3（大綱の策定等）の規定に基づき、二セコ町における総合的な教育施策の大綱として策定するものです。

（追記等）.....

3. 期間

教育大綱の対象期間は、二セコ町教育振興基本計画の期間（平成25年度からおおむね10年間）を考慮し、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

（追記等）.....

4. 教育大綱の考え方

二セコ町の教育行政は、二セコ町教育目標（昭和55年策定）のもと、第5次二セコ町総合計画（平成24年度～平成35年度）及び二セコ町教育振興基本計画（平成25年度からおおむね10年間）、並びにこれらを具現化する町政執行方針及び教育行政執行方針（毎年度策定）に基づき、様々な施策に取り組んでいます。教育大綱は、これら体系的な施策の展開とその成果を踏まえつつ、二セコ町としての教育施策の枠組をまとめるものです。

基本的な方向性を基本大綱とし、施策の枠組を施策大綱として、以下に教育大綱を構成します。

（追記等）.....

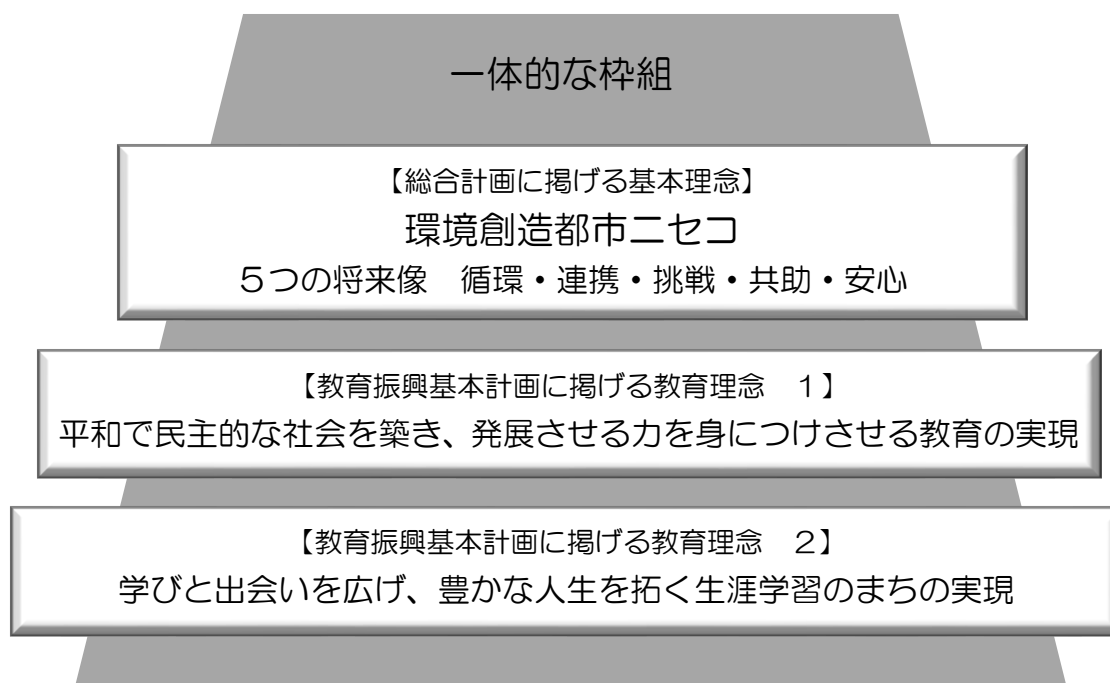
5. 教育大綱

(1) 基本大綱

以下の教育施策の基本的な方向性を基本大綱とします。

第5次二セコ町総合計画及び二セコ町教育振興基本計画における理念や将来像を主体として構成します。

(追記等).....



(2) 施策大綱

以下の教育施策の枠組を施策大綱とします。

二セコ町教育振興基本計画における教育施策の方針や目標を中心に、第5次二セコ町総合計画や行政執行方針の内容を反映させたものにより構成します。

(追記等).....

【教育振興基本計画に掲げる基本方向 1】 子どもの生きる力を育む

- 国の「子ども・子育て支援新制度」に対応した子育て支援の推進
- 学校間連携、一貫教育を中心とした就学前教育、学校教育の推進
- 子どもたちが主体的・協働的に探究・実践しながらこれからの社会を生き抜くことができる未来を切り開く力、確かな学力の育成の推進
- 教育格差を埋めるための支援の推進
-
-

【教育振興基本計画に掲げる基本方向 2】 学校の教育力を高める

- 「コミュニティ・スクール」を中心とした地域と共にある学校経営の推進
- 「環境モデル都市」としての環境教育の推進
- 学校施設・設備の整備、教職員の資質向上、児童生徒の安全確保
-
-

【教育振興基本計画に掲げる基本方向 3】 学びの機運を育む

- 関係機関と連携した生涯学習、生涯スポーツの充実
- 地域に根ざした文化、芸術の振興
- 国際理解、異文化共生によるまちづくりの推進
- 社会教育、スポーツ、文化芸術施設・設備の整備
-
-